



『活きている ことわざ』

船橋市議会議員（無所属・6期）

神田 廣栄（かんだ ひろえい）市議会報告

【事務所】

船橋市前原西 8-24-8

☎047-490-3333

Fax 465-7117

【所属】市民民主連合（会派代表）・文教委員会

Eメール hiroei@muc.biglobe.ne.jp

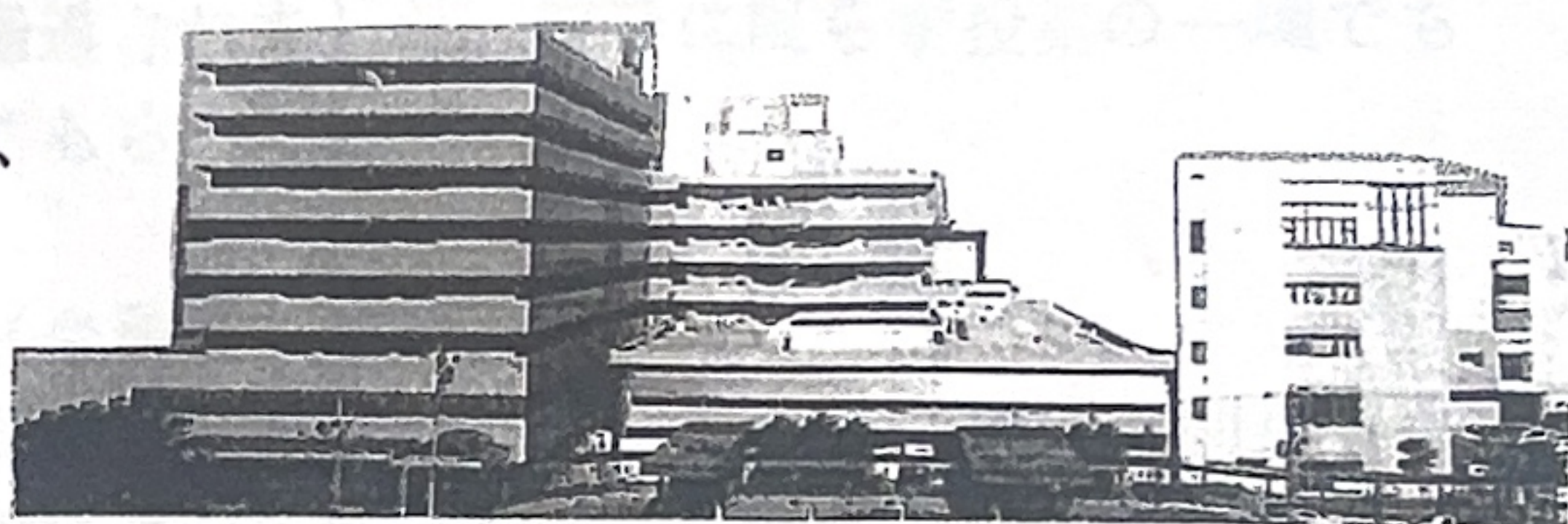
【役職歴】第60代議長・予算決算委員長・監査委員

ホームページ <http://www.hiroei.jp>

無病息災・一病息災・杓子定規（しゃくしじょうぎ）

- ◇無病息災……病気にもかかることがなく、達者なこと。「息災」は仏教語で、神仏の力で衆生（しゅじょう：世の中のいっさいの生き物）の災いを無くすこと。
- ◇一病息災……持病が一つぐらいあったほうが、体をいたわって無理をせず、かえって長生きをするということ。
- ◇杓子定規……一定の基準・形式・考えを、ほかのすべてに一律に当てはめようとする。そのように融通・応用がきかないこと。

久しぶりに書きました。『無病息災』が自慢の私でしたが、最近3回の大病を患い、生まれて初めて入院・手術をしました。前回報告（令和7年2月号 No190）では、医療センターで2回の入院・手術で感じた医療センターのことを書きました。その後、別の内臓で3回目の入院・手術をしました。



お世話になった船橋市医療センターの全容。早く建て替えを。

おかげさまで現在は以前のように元気になり様々な活動ができるようになりました。『無病息災』が一番良いのですが、今は『一病息災』で無理をしないのが一番良いのだと自分を慰めています。

入院退院は繰り返しましたが、市議会では毎議会の質問を休むことなく行うことができ、様々なことが実現できました。

今回は、令和7年12月議会と令和8年3月議会での質疑の一部を書きました。

①小学校のプール問題について（令和7年12月議会）

《質問》市内の小学校は55校ありますが、学校によっては老朽化等により全く使用できないプールがあります。最近の夏は、子供たちの夏季休暇中はもちろん、6月から9月まで暑く熱中症警戒警報が発令されることがしばしばあります。使用できないプールのある小学校はいったい何校あるのか聞きました。

→教育委員会管理部長の答弁

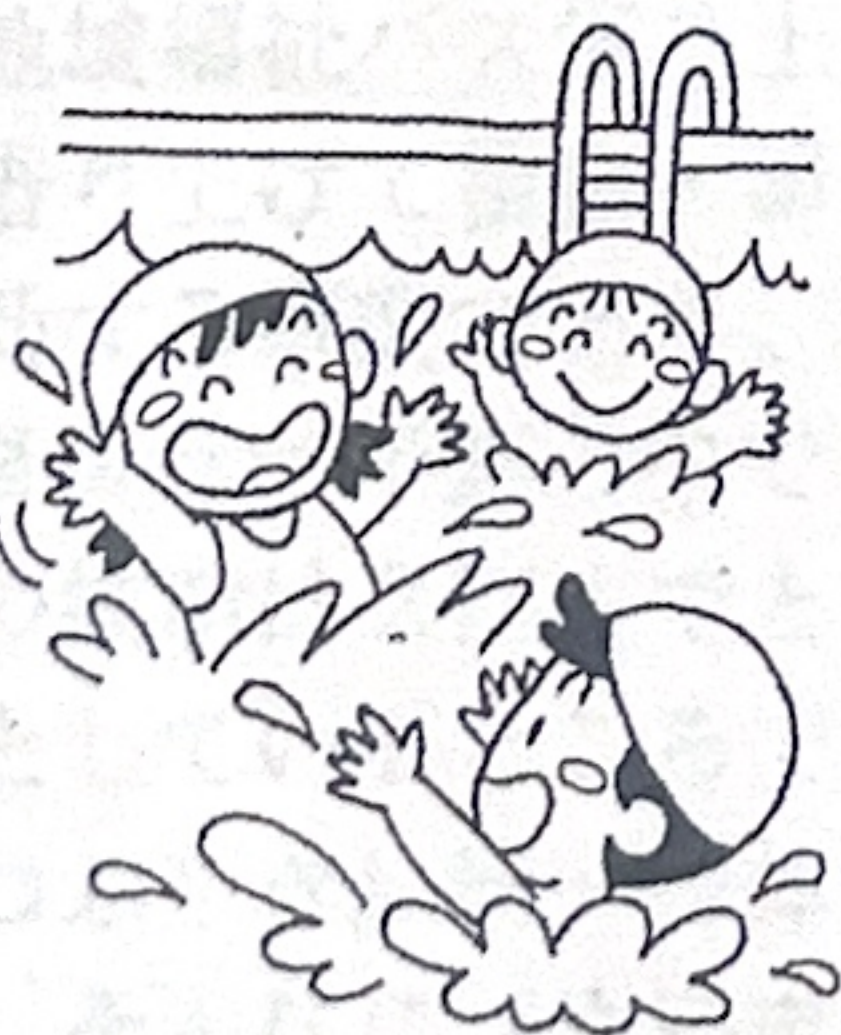
自校のプールが老朽化により使用できなくなっている学校は、現在9校です。なお、こちらの9校につきましては、近隣校や民間施設を使用することで、水泳授業を実施しています。

《質問》長年使用しないから草がぼうぼう。これは果たして安全なのかどうか。

→管理部長の答弁

プールサイドの老朽化により令和2年度以降使用できないプールが出てきていますが、これらのプールにつきましては、出入り口の施錠やフェンスの管理等を適切に行うとともに

自校のプールは楽しい



に、侵入防止対策を実施しているので、安全面の問題はないと考えています。また、プール周辺の草刈りに関しては、学校と協議し対応してまいります。

《質問》なぜ放置したままなのか、プールを新設するか、解体して跡地の有効利用（グラウンドを広くするとか）を考える必要があるのでは。

→ 管理部長の答弁

今後の学校プールの方針として、子供たちの水泳授業の安定的な確保のため、大規模な改修工事が必要となった場合は使用を中止し、近隣校や民間施設を使用すること、また、複数の学校が共同利用する拠点プール整備するとしたことで、現在、屋内温水プールの設置に向けた検討をしているところです。

このことから、使用できなくなったプールは、今後、解体を進めていくことになりますが、校庭への散水のための水源となっている場合などもあるため、土地の活用方法も含めて、関係部局と協議しながら、対応を検討してまいります。

《つぶやき》ある小学校に屋内温水プールを新設し近隣の10校ほどが利用する予定とか。移動する時間や移動手段など、いろいろ問題があると思います。費用がかかるが今ある所に作り直すのが一番良いのではないと意見を述べました。たまたま、大型連休の終盤5月6日に、新潟の北越高校の軟式テニス部員が福島県に遠征する途中、磐越自動車道で事故を起こし21人が死傷するということが連日報道されました。部活に限らず授業の一環でも車両移動は危険を伴います。十分気をつけてもらいたいです。



②地域福祉バス借り上げ料補助金について（令和8年3月議会）

《質問》町会・自治会等の敬老祝賀会で公民館を利用したり、市内の料理店等を利用したりする際の移動手段に、マイクロバスや人数によっては大型バスを利用します。マイクロ



以前、バスは3万円ほどで借りられたのが、最近では7万円とか8万円もします。この借り上げには、市から4万円の補助金が出ていましたが、借り上げ料が高くなったので、今年度から補助金を6万円に引き上げてくれることになりました。（借り上げ料の2分1以内）この補助金事業には、1団体が年2回利用出来ます。ある町会が参加人数が多かったので、補助金申請で2台分を1回で申請したら、今回は1回分のみ、あと1回分は3ヶ月後に申請してください、とのことだが、何故1回に申請できないのか教えてもらいたい。

→ 福祉サービス部長の答弁

地域福祉バス借り上げ料補助金は、地域福祉の増進を図ることを目的に、貸し切りバスを借り上げて視察・研修・社会福祉に関する活動を行う団体に対し、借り上げ料の一部を補助する事業であり、町会・自治会や老人クラブなど多くの団体にご利用戴いています。

限られた予算の中で、多くの団体にご利用いただきたいことから、1団体当たり同年度の補助は2回までとし、2回目の利用は1回目の利用月から3ヶ月が経過した月から可能としているところです。

《つぶやき》同一団体が1回で2台分の補助金を申請しても、その年度はあと申請出来ない。そんなに『杓子定規』でなくてもいいのではないか、限りある市のバスを借りる訳ではなく、補助金を申請することだから他団体と重なっても全く問題はありません。是非現行方針を変えるように要望しました。

